

## 茨木市病院誘致に係るコンサルティング業務委託仕様書

### 1 目的

病院誘致事業において、物価高騰の影響等を踏まえ、本市が必要とする医療機能や開院に向けたスケジュールの整理等の協議等を事業者候補者と進めるに当たり、専門的な視点からの支援業務を行うことにより、当該事業の推進を図ることを目的とする。

### 2 業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 3 業務内容

#### 【令和7年度実施業務】

#### (1) 事業者候補者との協議・調整の支援

「茨木市誘致病院に係る基本整備構想」や「茨木市誘致病院事業者候補者公募型プロポーザル募集要項」等を踏まえ、基本協定の締結及び基本計画策定に向けた事業者候補者との協議・調整の支援。

なお、事業者候補者選定後、物価高騰の影響等からスケジュールの見直しを行っているため、下記「4 スケジュール」を参照し、基本協定の締結及び基本計画の策定までに必要な事項を提案すること。

また、「茨木市誘致病院に係る基本整備構想」等については必要に応じて第8次大阪府医療計画及び医師確保計画等の最新の内容を反映させて業務を行うこと。

#### (2) 医療機能の検討及び提案

物価高騰などの社会経済情勢の変化や、地域医療構想や大阪府医療計画、大阪府医師確保計画、診療報酬改定、医師の働き方改革等の医療政策の動向が誘致病院や市内の医療提供体制、三島二次医療圏等に及ぼす影響や、将来の医療需要及び医療提供体制等の変化を踏まえた、誘致病院に必要な医療機能の検討及び提案。

#### (3) 市民等の共感を高めるための手法の検討や他自治体等の事例を踏まえた提案

誘致病院を含めた阪急茨木市駅前の空間を生かしたまちづくりや市民等の交流など、市民等の共感を高めるための手法の検討や医療機能を組み込んだまちづくりに取り組む自治体等の事例を調査及び、誘致病院における取組みを提案。

また、医療機能と地方公共団体や企業、団体等が連携した事例を調査し、誘致病院との連携（公民・民民連携）についての検討を行うこと。

#### (4) 上記(1)～(3)について、病院の機能と経営について幅広い知見を有する者が業務を担当すること。

#### <参考>

##### 【令和8年度以降実施予定業務】

- ・市議会及び市内病院への協議内容等の説明
- ・基本協定の締結
- ・基本計画（素案）作成
- ・基本計画（素案）パブリックコメント実施
- ・基本計画の策定

なお、上記の業務については、2年間での実施を想定している。ただし、現在、事業者候補者と協議・調整中であり、具体的な時期や期間は未定。

#### 4 スケジュール

令和8年度以降	市議会及び市内病院への協議内容等の説明 基本協定の締結、基本計画の策定
---------	--

なお、本誘致病院及び関連事業（周辺整備）については、財源確保を図るため、立地適正化計画及び都市再生整備計画を活用するものとする。（当該計画の策定等の支援は本業務対象外）

#### (参考)

##### 【事業者候補者決定時の想定スケジュール】

令和5年度	基本協定の締結
令和6年度	基本計画の策定
令和8年度	着工
令和11年度	開院

※物価高騰の影響等を踏まえ、スケジュールの変更も含め、現在、事業者候補者と協議・調整中であり、基本協定の締結時期も未定

#### 5 納品物

受託者は、本市に以下のとおり納品し、本市の検査を受けること。

- (1) 業務内容を実施するにあたり必要となる資料等を随時、市が指定する期日までに納品すること。
- (2) 使用したデータは、加工が可能なファイル形式で、電子媒体（CD-RまたはDVD-R）で正副2部を令和8年3月31日までに提出すること。

#### 6 留意事項

- (1) 本仕様に定める業務にかかる実費経費は、すべて契約代金に含まれるものと

する。

- (2) 支払いは、業務完了を確認した後、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

## 7 再委託の禁止

業務の全部または一部を第三者に委託しまたは請負わせることはできない。ただし、一部でかつ、主要な部分を除き、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

## 8 成果品の利用及び著作権

- (1) 受託者は、本市に対し、本業務の成果品に関する全ての著作権（著作権法【昭和45年 法律第48号】第27条【翻訳権、翻案権等】及び第28条【二次的著作物の利用に関する原作者の権利】に定める権利を含む）を譲渡するものとする。ただし、本業務内容等により別途協議が必要な場合は、この限りではない。
- (2) 本市は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## 9 業務遂行に関する注意事項

- (1) 業務遂行にあたっては、本市と密接な協議・調整を図るものとする。
- (2) 受託者は、業務開始前に業務日程表、業務責任者、業務担当者届等を本市に提出し、承認を受けるものとする。ただし、業務の途中で本市が不適任と判断した場合、受託者は、業務責任者、業務担当者等を本市と協議の上、交代等の必要な措置を講じなければならない。

## 10 機密情報の取扱い

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

## 11 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、茨木市個人情報保護条例等関係法令を遵守し、適切な管理に努めなければならない。

## 12 その他

- (1) 契約後、本仕様に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて契約者双方が協議して定めるものとする。
- (2) 契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、契約者双方が協議して定めるものとする。